

高総第 220 号  
令和 4 (2022) 年 12 月 8 日

高根沢町議会議長 佐藤 晴彦 様

高根沢町長 加藤 公博

「中学生とのカフェ・ド・ギカイ」からの提言に対する回答について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げますとともに、日頃から町政運営に関しご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 9 月 13 日付け、高議第 89 号にて提言のありました標題の件につきまして、別添のとおり回答いたしますので、ご査収くださいますようお願いいたします。

## テーマ1：学校生活をより良くするために

### ①タブレットなどのICT機器の活用について

学校及び家庭での学習環境に見合った有効活用をすること。

適切な宿題について、教育委員会において検証すること。

#### 【回答】

学校におけるタブレット等のICT機器の最大限効果的な活用を図ることを目的として、令和2年度の1人1台タブレットの整備以降、毎年度段階的に活用を広げていく計画を策定し、この計画に基づき、教員はICT機器の活用方法に関する研修を重ねながら、毎日の授業において実践を積み重ねております。

また、家庭学習におけるタブレットの活用については、各学校の実態に応じて、目的を明確にした上で取り組んでおります。

今後も、タブレット等のICT機器については、学びの手段としての活用方法の効果検証を行いながら、活用の推進を図ってまいります。

### ②学校行事について

生徒の意志を尊重した行事計画となるよう、町教育委員会から各校に指導すること。

#### 【回答】

現在、学校行事については、各学校における児童生徒の実態等を踏まえた上で計画が立案され、行事实施後の学校評価や生徒アンケート等の結果を踏まえて成果と課題を確認し、次年度の計画に活かすなど、「PDCAサイクル」による見直しを行いながら実施しております。

今後も、児童生徒の実態や活動の姿などをもとにして、計画の工夫や見直しを行いながら学校行事の充実を図ってまいります。

### ③部活動について

国において部活動の民間移行についての検討が始まってきたことをふまえ、本町においても練習時間や練習環境を含め、より充実した部活動の在り方を再度教育委員会で検証すること。

#### 【回答】

現在、本町の部活動は、平成31年3月に策定した「高根沢町中学校部活動の在り方に関する方針」に基づいて行われており、教育委員会と各学校とが連携を図りながら、より充実した部活動となるよう取り組んでおります。

今後も、生徒にとって望ましい部活動環境を整備していく観点から、「高根沢町中学

校部活動の在り方に関する方針」を随時見直ししつつ、地域と連携していく部活動の在り方についても、学校現場の状況を把握・検証しながら必要に応じて地域人材等を活用するなどして、生徒にとってよりよい部活動となるよう進めてまいります。

#### ④学校施設の充実や安全確保について

利用する生徒の声を受け止め、早期に点検や改修につながる仕組みづくりをすること。

##### 【回答】

現在、建築基準法第12条に準じた3年に1度の専門業者による定期点検と、「学校施設等自主点検マニュアル」に基づいた1年に1度の自主点検を、町と学校とが協力して実施することにより、学校施設の利用者である児童生徒、教職員からの指摘・要望等を踏まえつつ、事故や故障を未然に防ぎ、安心して利用できるよう、施設修繕等に取り組んでおります。また、当初予算要求の際にも、各学校から要望等をヒアリングして、修繕等の早期対応につなげているところです。

なお、「震度5弱以上の地震発生時」や「気象警報又は特別警報が発令された際」にも、被害状況の確認を行い、異常がないか点検して対応しております。

今後も、安全で安心して利用できるよう、様々な点検等を通じて学校現場からの声を受け止め、必要な改修につながるよう取組を進めてまいります。

#### ⑤校則について

今の時代に即した校則になるよう、生徒と学校が協議を進めるよう、教育委員会から各校に指導助言すること。

また、行き過ぎた校則がないか教育委員会で適時点検すること。

##### 【回答】

校則は、児童生徒が守るべき学習上・生活上の規律として定めているものであり、児童生徒が「自分の事」として捉え、自主的に守るようになることが重要です。そのため、実態に応じて校則の見直しが必要な場合には、児童生徒からの声を聞き、不易と流行を見定めて検討していくことも必要であると考えております。

すでに、両中学校においては、生徒からの声を反映させて校則の見直し等を行っているところであり、町教育委員会と学校とが、このような認識を共有しながら取り組んでまいります。

## テーマ2：町全体として必要なことは

### ①町の新たな魅力創造について

町の魅力の一つである田んぼを活かした新たなシンボルを創る政策など、町の魅力を訴える新たな構想に取り組むこと。

鬼怒グリーンパークが、より幅広い年代が利用できる施設や事業を創設するよう、県等の関係機関に要望すること。

#### 【回答】

町では、高根沢町産の「とちぎの星」が令和の大嘗祭の献上米に選ばれたことをきっかけに、新たなシンボルとして「道の駅たかねざわ 元気あっぷむら」に記念碑（モニュメント）を設置しております。

さらに、とちぎの星を活用したプロモーション事業では、「高根沢町の魅力」発信として地域資源を活用し、芸能人を起用したインパクトのある動画広告の配信やイベントを開催することで、本町を知ってもらい関心を高めていくためのPR活動を行っております。地域資源の発掘と活用は、町の魅力を広く伝えるために重要であることから、引き続き町の魅力の創出に努めてまいります。

また、栃木県が指定管理者制度を活用して運営する鬼怒グリーンパークは、テニスコートや野球場、水上アスレチック等の施設の運営をはじめ、貸自転車や貸しボート、季節に応じたイベントの開催など、幅広い年代をターゲットに独自の事業展開をしていると認識しておりますので、ご提言いただきました内容は公園管理事務所にお伝えさせていただきます。

### ②道路整備や交通安全について

道路の危険箇所については、担当課のパトロールや、郵便局との協定による連携、町民からの通報等により、早期発見の仕組みが構築されていると思うが、今後も引き続き、危険箇所の早期解決に努めること。

生徒が日々感じている通学路の危険箇所や要改善点に対し、声を聞く機会を作ること。

#### 【回答】

町では、平成26年度に「高根沢町通学路安全プログラム」を策定し、児童生徒の通学路の安全確保に取り組んでおります。この取組では、町、町教育委員会、学校、道路管理者、警察等が連携して、通学路等の危険箇所の合同点検を毎年度実施し、路面標示や横断歩道の設置、ガードパイプの設置などの対策を行っております。

危険箇所の把握については、学校や保護者、地域住民からの改善要望、相談、連絡な

どにより、児童生徒からの声や意見を含め、恒常的かつ包括的に把握を行っているところでは、

今後も「高根沢町通学路安全プログラム」を効果的に活用し、危険箇所の把握や対策の充実に取り組んでまいります。

### ③山林や空き地の整備について

町有地については、草の繁茂がないよう、適切に管理すること。また、民有地においても、道路の通行に支障がある場所は、適切な指導をすること。

住民による河川愛護活動が困難になってきている地区もあることから、状況の改善に努めること。

#### 【回答】

公園等の町有地につきましては、業者へ委託し定期的に草刈り・木の剪定等を行っており、今後も適正な管理に努めてまいります。また 雑草等が繁茂し道路の通行に支障があるような民有地につきましては、適正な管理がなされるよう文書や口頭などにより所有者に対する指導を行っております。

道路や河川の除草などの管理については、道路河川愛護活動により自治会の皆様にご協力いただいておりますが、自治会では対応が難しい危険箇所等については、町が業者へ委託し除草等を行っております。

提言にもあるように、近年は住民の高齢化等により、愛護活動が困難になってきている地区も出てきており、今後増えることも想定されることから、愛護活動を含め新たな管理の仕組みづくりについて調査研究を進めてまいります。

### ④町有施設の充実にについて

スポーツ施設や公園などがより充実するよう、新庁舎の整備に合わせて協議していくこと。

学校施設や生涯学習施設において、利用者の声を尊重した改善、修繕をすること。

#### 【回答】

新庁舎の整備に伴う施設の複合化や集約化については、費用や利用者の利便性、施設の目的等を考慮したうえで検討を進めていくこととしております。

学校施設については、現在、建築基準法第12条に準じた3年に1度の専門業者による定期点検と、「学校施設等自主点検マニュアル」に基づいた1年に1度の自主点検を、町と学校とが協力して実施することにより、学校施設の利用者である児童生徒、教職員からの指摘・要望等を踏まえつつ、事故や故障を未然に防ぎ、安心して利用できるよ

う、施設修繕等に取り組んでおります。

また、当初予算要求の際にも、各学校から要望等をヒアリングして、修繕等の早期対応につなげているところです。

生涯学習施設につきましても、日常業務における自主点検や法定点検、消防設備点検を通して、施設の改善箇所や修繕箇所の把握に努めております。

今後も、施設が利用者にとってより良い環境になるよう、改善・修繕等を実施してまいります。

#### ⑤教育制度等について

小中学校間の交流について、児童生徒や教員とで検討することや、提案された事業が構築できるよう、教育委員会が各校に指導助言すること。

学校活動での外部指導員のより幅広い活用について、調査・研究を行い、より良い教育につなげること。

#### 【回答】

町では、平成24年度から、義務教育9年間で児童生徒を育てるという視点に立ち、小中学校間の密接な連携を図る「小中一貫教育」を町の教育全体で推進しております。この小中一貫教育の中で、様々な小中学校間の交流活動が行われており、更なる提案事業も進められております。

学校活動での外部指導員については、各学校の地域の特色を活かして地域人材を活用したり、学習内容に応じて専門性を有した人材を活用したりしております。

今後も、小中一貫教育の推進を図るほか、学校外の人材の効果的な活用を通して、教育活動の充実に向けて取り組んでまいります。

#### ⑥商店の充実

飲食店や小売店が増えるためには、人口増加が必須と思われることから、「定住人口増加プロジェクト」を着実に進めていくこと。

市街化調整区域の人口減少を防ぐ施策を行うこと。

飲食店など購買環境の充実について、町から関係機関へ働きかけを行い、協働による町・地域づくりに取り組むこと。

#### 【回答】

町では、町全域の人口減少対策として「高根沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しております。この計画では、自治体間の人口の奪い合いをするのではなく、本質的な課題解決に向けた2つの目標を設定しており、「安心して産み、子育てができる

まち」と「子育てに適した生活環境と、生涯にわたり住み続け・働けるまち」を目指すことで、「人口の自然増加」に向けて取り組んでまいります。

また、飲食店等の環境の充実については、創業者向けに事務所家賃の補助制度を設けており、今後も事業者を守り、育てていく取組を行っていくことで、活気のあるまちづくりの推進に努めてまいります。